

羽島商工会議所会員企業従業者表彰実施要綱（抜粋）

（目 的）

第1条 本商工会議所は、商工業の振興を期するため、勤務成績が特に優良と認められる従業員並びに業務上特に功労・功績のあった従業員を表彰する。

（表彰の範囲）

第4条 表彰を受けることができる従業員は、次の各号に該当する者とする。ただし、家族従業員は除く。

（1）特に功労・功績のあった者。

（ア）職務に精励し、企業の振興発展に功労・功績のあった者。

（イ）有益な発明考案をなし又は技術の改良、品質の改善向上に努め、産業の振興に功績のあった者。

（ウ）産業災害に際し適切な処理により、生命、財産、施設資料等を災害より護り保全した者。

（エ）公害防止の功労者。

（2）永年勤続した者。

（ア）勤務する事業所の振興に寄与し、産業の振興に功績のあった者。

（イ）誠実に業務に従事し、他の従業員の模範となる者。

（表彰の種類）

第5条 表彰の種類は次のとおりとする。

（1）特別表彰

（2）永年勤続表彰

（ア）10年表彰（勤続10年以上20年未満の者）＜会頭表彰＞

（イ）20年表彰（勤続20年以上30年未満の者）＜会頭表彰＞

（ウ）30年表彰（勤続30年以上40年未満の者）＜市長・会頭の連名表彰＞

（エ）40年表彰（勤続40年以上50年未満の者）＜市長・会頭の連名表彰＞

（オ）50年表彰（勤続50年以上60年未満の者）＜市長・会頭の連名表彰＞

（カ）60年表彰（勤続60年以上の者）＜市長・会頭の連名表彰＞

ただし、永年勤続表彰については、各段階において重複しない。なお、30年以上の表彰については、日本商工会議所会頭表彰の推薦をすることができる。

（表彰費用の負担）

第7条 会員事業所の表彰費用の負担はなしとする。

（表彰算定基準日）

第8条 勤続年数の計算は表彰年度の9月30日現在を以て算定する。